

令和7年4月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度4月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 1 号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第 2 号 農地法第3条許可申請書審議について	(16件)
議案第 3 号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第 4 号 農地法第5条許可申請書審議について	(4件)
議案第 5 号 非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(61件)
議案第 8 号 令和6年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和7年度最適化活動の目標設定等審議	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

6 番 久保 聖子

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	
28 番 櫛元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

27 番 池田 直人

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

- 会長 ただいまから、令和7年度4月定例総会を開会します。
- 本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
- なお、(久保聖子委員) から欠席届が提出されています。
- また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
- なお、(池田直人委員) から欠席届が提出されています。
- それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、9番「黒葛クルミ」委員と11番「今屋政市」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
- 番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
- 同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。
- なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
- 説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 17番 報告第1号の番号1について報告いたします。
- 令和7年4月1日、私と副の永野委員は事務局職員と現地調査を行いました。
- 当該農地の現況は非農地相当です。
- 現況地目は、雑種地です。
- 以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。
- 会長 次に、日程第3、議案第1号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
- 本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
- 番号1の種別は農用地区域からの除外です。
- 田が4筆、面積合計 1,312㎡です。
- 説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 15番 議案第1号の番号1について報告いたします。
- 令和7年4月14日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
- 農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
- 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。
- 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第1号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第1号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 8頁の番号5です。

この案件につきましては、譲受人（借人）が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は96,926㎡、作物は甘藷です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

9番 議案第2号の番号5について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第2号の番号5の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第2号の番号5の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号の番号5の案件について、許可することに決定しました。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 9頁の番号6です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は31,025㎡、作物は水稻です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第2号の番号6について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第2号の番号6の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第2号の番号6の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第2号の番号6の案件について、許可することに決定しました。

満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着 席〕

会長 次に、議案第2号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 8頁から11頁までの14件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,393㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,932㎡、作物は水稻及び甘藷です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,206㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,638㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,956㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,831㎡、作物は水稻です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,297㎡、作物は甘藷です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は267㎡、作物は果樹です。

番号11の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は8,010㎡、作物は水稻です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,188㎡、作物はにんにくです。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は20,119㎡、作物は飼料米及び野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は20,038㎡、作物は野菜です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は94,084㎡、作物は野菜です。

番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,179㎡、作物は果樹及び果樹です。

以上、計14件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長
3番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第2号の番号1について報告いたします。

令和7年4月19日、私と副の田中宏和委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人以外の法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第2号の番号2について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第2号の番号3について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第2号の番号4について報告いたします。

令和7年4月19日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第2号の番号7について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第2号の番号8について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第2号の番号9について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第2号の番号10について報告いたします。

令和7年4月26日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第2号の番号11について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第2号の番号12について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第2号の番号13について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第2号の番号14について報告いたします。

令和7年4月22日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第2号の番号15について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の田中博視委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第2号の番号16について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第2号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

17番 番号1についてお伺いします。特定非営利活動法人となっていますが、活動自体はどのようなことをされているのでしょうか。

3番 障がい者のB型の就労支援事業所をしていて、さきに転用申請のあったキクラゲ栽培と同じ事業者です。当該申請地で野菜の栽培等を計画しており、その道路向かい側には休憩所等が建っており、転用申請のあったところは事業計画のとおり既にコンテナが設置されています。農福連携ですね。転用申請のあったところは農振除外しましたよね。今回の申請地は農振のままですね。

会長 場所はさつま湖の隣ですね。

- 17番 ここは地図上では間に赤線が通ってますけど。
- 3番 奥の畑に入るためには、一応、赤線部分には杭が打ってあって、空けてあるんですが、この赤線を通るしかないから、両側の畑を購入しているので、ひょっとしたら払い下げ申請をするかもしれないですね。
- 17番 ありがとうございました。
- 会長 他に質疑等ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第2号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第2号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。
- 会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の30頁をご覧ください。
番号1の転用目的は、貸駐車場です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
番号2の転用目的は、一般住宅です。
以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 7番 議案第3号の番号1について報告いたします。
令和7年4月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 13番 議案第3号の番号2について報告いたします。
令和7年4月21日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。

議案第3号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第4号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の34頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、店舗、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、貸資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第4号の番号1について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.01haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第4号の番号2について、報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第4号の番号3について報告いたします。

令和7年4月21日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、住宅・事業の用に供する施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区

域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満の約 0.3haであるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第4号の番号4について報告いたします。

令和7年4月24日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.04 haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第4号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第4号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第4号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第5号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、養豚場跡地で、地中に豚舎跡の基礎コンクリートや、コンクリート殻等があるため、耕運等に支障があり、農地として利用できない土地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第5号の番号1について報告いたします。

令和7年4月21日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

31番 議案第5号の番号2について報告いたします。

令和7年4月23日、私と正の久保委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は第5号その他の土地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第5号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の44頁をご覧ください。議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。

番号1 東市来町養母 登記地目は田、登記面積は 401㎡です。

番号2 日吉町山田 登記地目は畑、登記面積は 736㎡です。

番号3 日吉町山田 登記地目は畑、登記面積は 137㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、3筆とも「原野」と判断しました。

以上、田1筆、面積 401㎡、畑2筆、面積 873㎡、合計面積 1,274㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第6号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。
会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号1から番号6です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が780㎡、畑が7,325㎡、計8,105㎡、利用権設定件数は6筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号1から番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号1から番号6の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、樋元和則委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

28番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50頁の番号50及び番号51です。貸借です。

面積について、田が1,765㎡、計1,765㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号50及び番号51の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号50及び番号51案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

樋元委員に着席の連絡をしてください。

28番 [着 席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 51頁の番号53です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が956㎡、計956㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号53の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号53の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 次に、中玉利一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の機構貸出分の番号5です。貸借です。

面積について、田が1,238㎡、計1,238㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長　何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長　質疑等ありませんので、議案第7号の番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号5の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着 席]

会長 それでは10時になりましたので、ここで10分間休憩をします。

(休 憩)

会長　それでは再開します。

会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の機構貸出分の番号6及び番号7です。貸借です。

面積について、畑が2,186㎡、計2,186㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長　何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長　質疑等ありませんので、議案第7号の番号6及び番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号6及び番号7の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着 席]

会長 次に、議案第7号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の48項から52頁です。貸借です。

面積について、田が32,701㎡、畑が24,596㎡、計57,297㎡、利用権設定数は49筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第10、議案第8号「令和6年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和7年度最適化活動の目標設定等審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 本日お配りしてあります、別紙の「令和7年度日置市農業委員会4月定例総会議案書 追加分」をご覧ください。

この案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、「毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。」となっており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である令和5年度の1月総会においてご承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいての各年度計画となります。

主な点のみ簡潔に説明させていただきます。54頁をお開きください。

初めに、令和6年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についてです。こちらは昨年の5月総会時に、ご承認いただいた目標に対する実施状況となります。

「ローマ数字 I 農業委員会の状況（R6年4月1日現在）」の数値等については、昨年の5月総会時に承認いただいた数値ですのでお目通しください。

なお、一番下の耕地面積につきましては、田が1,290ha、畑が1,310ha、合計2,610haとなっておりますが、本来なら田・畑を合わせると2,600haとなり、合計面積に誤差がありますが、こちらの数値については、国の示している数値であり、県にも確認をしたところ、四捨五入の関係で、このようになっているとのことでありました。

次に、55頁の「ローマ数字 II 最適化活動の実施状況」の【農業委員会の実績及び点検・評価結果】で、「1 最適化活動の成果目標」の「③実績」についてです。上の段の「②目標」の新規集積面積73haに対しまして、実績は31haとなりました。また6年度末の集積面積（累計）は、1,416haとなりました。

次に「（2）遊休農地の発生防止・解消」についてです。56頁の上の段の「③実績」の「ア 既存遊休農地の解消」についてですが、「a 緑区分の遊休農地の解消」の下の四角枠内のところですが「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は22.8haで「今年度の目標に対する達成状況」は53.4%でした。

また、「イ 新規発生遊休農地の解消」についてですが、解消実績面積は5haでした。

次に「（3）新規参入の促進」についてですが、令和6年度の新規参入者数は5経営体でした。

次に、57頁の「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「①目標」で3つの取り組み項目を挙げておりましたが、昨年度は、地域計画の策定もあり、委員さん、推進委員さんにおかれましては、5年度の3月後半ぐらいから6月ぐらいまで、水土里サークル等の総会に出席いただいた関係で、実績の方に、話し合い活動に参加いただいたとして、記載しております。

また、58頁の「新規参入相談会への参加」についてですが、②実績については2回あり、一つは8月に県民交流センターで「かごしま就農・就業相談会」があり、参加いただいております。

また、6月に日置地区新規就農者励ましの会にも参加いただいております。

以上の実績より、目標の達成状況の標語としまして、「目標に対して期待通りの結果が得られた」

となります。

また、一番下の「推進委員等の点検・評価結果」については、ご覧のとおりです。3名の方が「目標に対して期待を（やや）下回る結果」となりましたので、今年度は、10日／月、年間 120日为目标に活動をお願いいたします。先月は「活動記録簿記入の手引き」の冊子もお配りしていますし、活動記録簿も「自分の圃場に向かう途中、あるいは現地調査に際して、〇〇付近の圃場に異常がないことを確認した」とあらかじめ印刷した記録簿も準備してありますので、ご活用ください。

次の59頁の「ローマ数字Ⅲの 事務の実施状況」についてですが、「2 農地法第3条に基づく許可事務」ですが、昨年度1年間の処理件数は、103件、うち許可件数は101件でした。

その下の「3農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」ですが、1年間の処理件数は、83件、うち許可相当は82件となりました。

続きまして、60頁からの「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

「1農業委員会の現在の体制」、「2農家・農地等の概要」の農家数・農業者数・認定農業者等の経営体数については、お目通しください。

次に61頁の「ローマ数字Ⅰ 最適化活動の成果目標」についてですが、「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「②目標」について、「今年度の新規集積面積」が県の指標の73.4haとされています。

また、ページ一番下の「イ 新規発生遊休農地の解消」につきましては、令和6年度で新たに発生した遊休農地の解消目標面積を5haといたしております。

次に62頁の「2 最適化活動の活動目標」でございます。

最適化交付金の実施要項に基づきまして、県の活動日数目標の月10日であることから、今年度も、月10日の活動日数を目標といたしました。

次に「(2) 活動強化月間の設定目標」でございます。

活動強化月間については、取り組み項目を3ヵ月以上設定することとなっております。内容的には6年度と変わりませんが、取り組み時期を10月からの3か月としております。1番目に10月に取組項目「遊休農地の解消」としまして、農地の利用意向調査による遊休農地の解消、2番目に、取組項目「農地の集積」としまして、「農地の集積」としまして「貸したい・借りたい」総点検の実施を、3番目に取組項目「農地の集積」としまして、地域計画の見直しも行われるため、話し合い活動に参加いただき、目標地図の作成に御協力いただきたいと思います、目標設定といたしました。

次に(3)「新規参入相談会の参加目標」でございます。

例年開催されております「日置地区新規就農者励ましの会」及び「かごしま就農・就業相談会」に、1名以上参加していただき、新規就農につながる取組として目標を設定いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございました。議案第8号「令和6年度日置市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と令和7年度最適化活動の目標設定等審議」の説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号について、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度4月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

奥 和俊

9 番

黒 葛 弘之

11番

今 屋 政 市